

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当町とさぬき市との町境を流れる鴨部川で想定し得る最大規模の降雨があった場合、町東部に位置する井戸地区の鴨部川付近では、0.5mから3m未満の浸水想定区域や、12時間から24時間未満の浸水継続時間が想定されている区域もある。また、町域を南部から北部へ縦断する新川で想定し得る最大規模の降雨があった場合、町北部に位置する池戸地区の新川付近では3m以上5m未満の浸水が予測されている区域があり、町役場が立地する氷上地区では24時間から48時間の浸水継続時間が想定されている区域がある。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、町内のあちこちに香川県が指定した「土砂災害警戒区域」があり、特に当町の南部に位置する小叢地区・奥山地区は指定区域が広く、「土砂災害特別警戒区域」もある。

(地震のゆれ：香川県地震・津波被害想定)

当町においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されている。香川県地震・津波被害想定によると、南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合に想定される最大震度は6強であり、中央構造線、長尾断層を震源域とする地震においても、想定される最大震度は6強となっている。また、南海トラフでは、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度と極めて高くなっている。

(ため池：ハザードマップ)

当町には、貯水量10万トンを超える16か所のため池が存在している。当町のハザードマップでは、ため池の堤防が地震等により決壊し、ため池から一度に氾濫水が流出した場合を想定し、その氾濫水が到達する可能性のある地域の最大範囲と、予想される浸水の深さ、おおよその到達時間が予測されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数：852 人
 - ・小規模事業者数：670 人
- 【内訳】（令和3年経済センサスより）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	124	115	町内に広く分散している
	製造業	108	85	県道13号線沿いに多い
	卸・小売業	204	136	県道10号線沿いに多い
	飲食・宿泊業	80	56	県道10号線沿いに多い
	サービス業・その他	336	278	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組み

- ・地域防災計画の策定
- ・町内18箇所に防災倉庫を設置し、避難所生活に必要な資機材や救助用資機材を格納
- ・防災行政無線のデジタル化
- ・防災講演会の開催
- ・自主防災力レベルアップ講習会の開催
- ・自主防災訓練の実施
- ・防災土育成事業の実施
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組み

- ・事業者BCPに関する国・香川県の施策の周知
- ・事業者BCPの策定支援
- ・香川県シェイクアウト訓練への参加
- ・防災備品（マスク、救急セット、ポリ袋、筆記用具）を備蓄
- ・香川県火災共済協同組合と連携した火災共済の加入促進

II 課題

「三木町地域防災計画」において、当会の役割が記載されているものの、当町との間で細かな対応方針等の協議はなされておらず、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
- ・「三木町地域防災計画」及び「三木町商工会事業継続計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時に、当町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会の会報誌やホームページ、当町広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型インフルエンザ等感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・(別添参照)三木町事業継続計画書(令和2年1月作成・令和6年6月最終更新)

3) 関係団体等との連携

No.	機関名
①	香川県商工会連合会
②	香川県火災共済協同組合
③	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社
	東京海上日動火災保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
④	株式会社日本政策金融公庫高松支店

- ・No. ①から中小企業診断士、防災士等の専門家やNo. ②から担当者等の派遣を受けて、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定を支援する。
- ・No. ①から中小企業診断士、防災士等の専門家やNo. ②から担当者等の派遣を受けて、会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。
- ・No. ②・③から担当者等の派遣を受けて、小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.④と連携した融資斡旋等を行う。
- ・関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。
- ・関係団体と連携して、本事業に関する国や県の補助事業や各種保険・共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。
- ・関係団体へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認
- ・三木町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強（当町の予測最大震度）の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後、職員は、身の回りの安全を確保後、自身の安否及び参集の可否、参集予定時間、確認できる範囲の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会事務局長に報告する。事務局長は、当会会長及び当町に状況を報告し、当会と当町で情報を共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身のみがまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

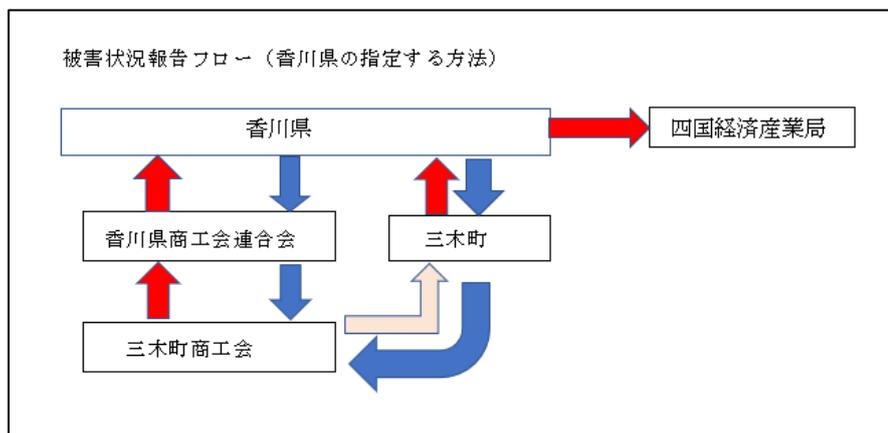
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた三木町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、国や県等が示す必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、以下に示す香川県の指定する方法及び報告フォーマットにて当会（香川県商工会連合会経由）又は当町より香川県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を香川県の指定する方法にて当会又は当町から香川県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や香川県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国・香川県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や香川県と連携して、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や香川県と連携して、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

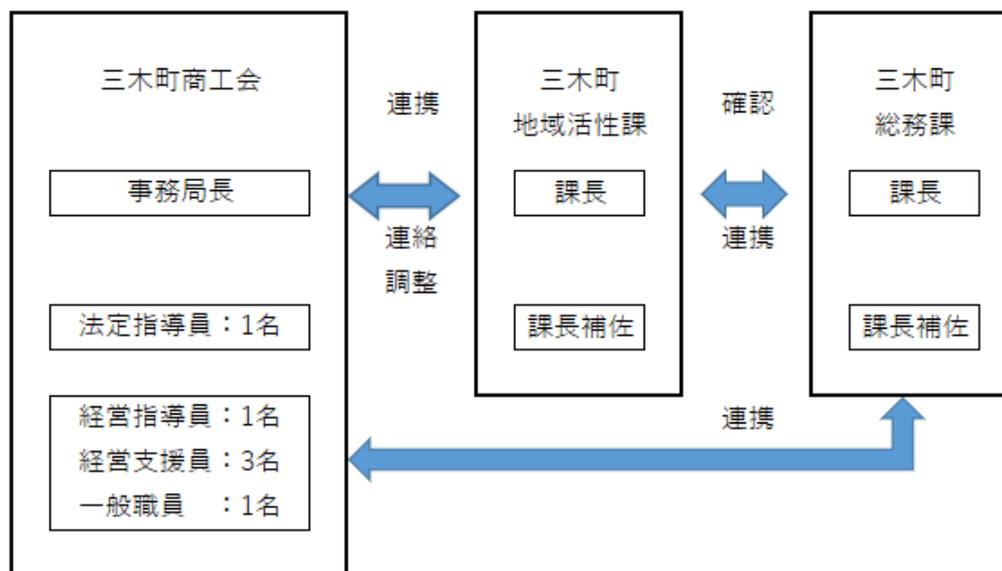
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 岡村 公一 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

三木町商工会

〒761-0703 香川県木田郡三木町大字鹿伏 220-5

TEL:087-898-0507 / FAX:087-898-8282

E-mail: miki@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

三木町 地域活性課

〒761-0692 香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

TEL:087-891-3320 / FAX:087-898-1994

E-mail: chikikassei@town.miki.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費、県連交付金、三木町補助金、事業受託費、受益者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等